日本風力エネルギー株式会社及び南国殖産株式会社「(仮称) 鹿児島県における 洋上風力発電事業計画に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和3年7月16日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 鹿児島県における洋上風力発電事業計画に係る計画段階環境配慮書」について、日本風力エネルギー株式会社及び南国殖産株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

・場 所 : 鹿児島県阿久根市、薩摩川内市及びいちき串木野市の沖合

・原動力の種類: 風力(洋上)

・出 力:最大1,500,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年 4月26日
環境大臣意見受理	令和3年 7月 8日
経済産業大臣意見	令和3年 7月16日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、野田 電話03-3501-1742(直通) 日本風力エネルギー株式会社及び南国殖産株式会社「(仮称) 鹿児島県における洋上 風力発電事業計画に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1)対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」 という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(3)累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者等による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者等との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5)最新の知見の反映

本事業の調査・予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。

(6)事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、アカハラダカやサシバ等の主要な渡り経路となっている可能性があり、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、 鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ず ることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2)海生生物に対する影響

想定区域の周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年4月環境省)に選定されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、砂浜等の、海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりが存在する区域を明らかにした上で、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

(3)景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された甑島 国定公園、県立自然公園条例(昭和 33 年鹿児島県条例第 27 号)に基づき指定された阿久 根県立自然公園、川内川流域県立自然公園及び吹上浜金峰山県立自然公園が位置して いる。これらの自然公園内には、主要な眺望点であり、利用施設計画に位置づけられている「阿久根大島」、「長崎鼻公園」等が存在していることから、これらの利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、これらの管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。